平成２５年（再イ）第９６号

福岡市中央区六本松３丁目11番９号
再生債務者　森田　敏郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月９日まで
平成25年８月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１１５号

福岡県糟屋郡新宮町大字原上1814番地３
ファーネスト新宮ガーデンシティ208号
再生債務者　馬原　秀一
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月９日まで
平成25年８月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第９１号

福岡県筑紫野市塔原東２丁目７番10号　郵政二日市寮308号
再生債務者　藤澤　正宏
1　決議に付する再生計画案　平成25年７月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月10日まで
平成25年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１５３号

福岡県春日市須玖南１丁目179番地　グレースビラⅡ・107号
再生債務者　堀口　裕治
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月10日まで
平成25年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１５２号

福岡県筑紫野市大字永岡1358番地70
再生債務者　長谷川千晶
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月12日まで
平成25年８月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第４６号

神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１
ポートアイランド団地66棟211号
再生債務者　新居杏矢子
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月13日まで
平成25年８月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第７号

兵庫県揖保郡太子町東保255番地12
再生債務者　城井　羊一
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月13日まで
平成25年８月23日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３９９号

横浜市鶴見区駒岡３丁目30番Ｅ―402号
再生債務者　岩上　美鈴
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年10月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年８月23日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１３８号

埼玉県川越市小仙波町４丁目６番１―111号
再生債務者　横関　由衣
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年８月21日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号

福岡市中央区白金１丁目17番１―1301号
再生債務者　布花原　昇
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０００６号

東京都東久留米市下里１丁目９番18号
再生債務者　和久井健児
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月17日まで
平成25年８月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第４号

広島市西区井口台３丁目33番69―711号
再生債務者　山本　秀和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
広島地方裁判所民事第４部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年十一月一日であり、甲の株主総会の承認決議及び乙の総社員の同意は平成二十五年八月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十五年八月九日
掲載頁　二十一頁
平成二十五年九月三日
千葉県富津市大堀八二番地
（甲）〃ドリ不動産株式会社
代表取締役　白井　良数
千葉県富津市千種新田三一一番地
（乙）合資会社みどり
代表社員　白井　節子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年九月三日
東京都江戸川区江戸川六丁目二〇番地二T
ＯＭＩ大塚六〇一
合同会社岩本三奈ＦＰ事務所
代表社員　岩本　三奈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し四百万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、平成二十五年八月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年九月三日
石川県金沢市菊川二丁目二五番一号
有限会社ジェイ・ティ・ピー
代表取締役　奥野　松方